

改正

平成10年6月23日条例第22号  
平成12年6月23日条例第33号  
平成12年12月26日条例第47号  
平成13年6月25日条例第17号  
平成14年9月27日条例第29号  
平成16年3月31日条例第6号  
平成17年3月31日条例第9号  
平成18年9月29日条例第28号  
平成18年12月22日条例第34号  
平成19年3月30日条例第13号  
平成21年3月30日条例第12号  
平成23年3月28日条例第4号  
平成24年6月21日条例第25号  
平成28年7月1日条例第19号  
平成28年12月19日条例第26号

清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において、「乳幼児を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう、「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、清瀬市の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第6条の4に規定する里親に委託されている者

(医療証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、清瀬市長（以下「市長」という。）に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第5条 市長は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療及び薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（標準負担額相当額の支払方法）

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第5条第1項に規定する標準負担額相当額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出義務）

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、規則の定めにより現況届の提出を必要としない場合は、この限りでない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第10条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成費の返還）

第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、第三者の行為によって生じた疾

病又は負傷に係る医療費の助成の額を返還させることができる限度とする。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成5年12月31日以前の乳児の医療費の助成については、なお従前の例による。

(清瀬市乳児の医療費の助成に関する条例の廃止)

3 清瀬市乳児の医療費の助成に関する条例(昭和48年清瀬市条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成10年6月23日条例第22号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年6月23日条例第33号)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号及び第5号の改正規定は、平成12年9月1日から施行する。

2 改正後の条例の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第47号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年6月25日条例第17号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日条例第29号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の改正後における清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例第4条の規定は、平成18年10月1日以後に乳幼児が医療を受け第7条に規定する医療費の助成を受けようとする者に適用し、平成18年10月1日前に乳幼児が医療を受け第7条に規定する医療費の助成を受けようとする者は、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月22日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条第3項及び第7条第3項の規定は、平成19年1月1日

以後の乳幼児の入院中の医療費に適用し、平成19年1月1日前における乳幼児の入院中の医療費の助成は、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、平成19年10月1日以後に乳幼児が医療を受けた場合の医療費に適用し、平成19年10月1日前に乳幼児が医療を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後の清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年7月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 3 清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年清瀬市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2項の次に次の1項を加える。

- 3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由についてひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。第11条を第12条とし、第10条を次のように改め、同条を第11条とする。

（助成費の返還）

第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を返還させることができる限度とする。

（1） 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

（2） 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

（3） 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

（4） 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第9条の次に次の1条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第10条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するもの

とする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

4 清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年清瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中第2項の次に次の1項を加える。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第12条を第13条とし、第11条を次のように改め、同条を第12条とする。

(助成費の返還)

第12条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を返還させることができる限度とする。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第10条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第11条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第3項の施行後の清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年7月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第4項の施行後の清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年7月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月19日条例第26号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。